

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（198）

2. 日時：令和4年12月9日（金）13：30～17：30

3. 場所：原子力規制庁9階C会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、片野管理官補佐、小舞管理官補佐、

島田安全審査官、荒井安全審査専門職、安澤技術参与、羽賀技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 主幹

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他7名

5. 要旨

○原子力規制庁から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）に対し、新規規制基準適合のために既許可から変更となった事項に係る審査対象条文及びこれまでの適合性審査において提出のあった技術まとめ資料について事実確認を行い、以下のようなコメントを伝えた。

（1）審査対象条文

- ・ 令和4年11月11日のヒアリングにおいて提出のあった「許可基準規則と旧設計指針の対応」に関し、原子力機構が「追加要求事項も施設側の変更もなし」（申請対象外）としている以下の条文について、基準の要求事項の追加、設備の変更、設計方針の明確化等の変更があるものと認識していること。
第10条（誤操作の防止）、第18条（安全保護回路）、第28条（保安電源設備）、第30条（通信連絡設備等）、第43条（試験用燃料体）、第55条（一次冷却系統設備）、第56条（残留熱を除去することができる設備）、第57条（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備）、第58条（計測制御系統施設）、第60条（原子炉格納施設）

(2) 技術まとめ資料

- ・ 7 条（10 条（誤操作の防止）、11 条（安全避難通路等）及び 23 条（保管廃棄施設）並びに 53 条（多量の放射性物質を放出する事故）のうち資機材及び手順について、これまでの適合性審査で説明を受けてきた内容が資料上に反映されておらず、記載が不足している事項や不明確な表現が用いられている箇所などがあるため、技術まとめ資料の記載を充実させること。

○原子力機構から承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

無し